

監第 3520 号  
令和4年2月1日

一般社団法人日本補償コンサルタント協会北陸支部長 様

新潟県土木部監理課長

新型コロナウイルス感染症に係る積極的疫学調査等  
(濃厚接触者の対応等) について (通知)

平素より本県の新型コロナウイルス感染症対策に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本件につきましては、令和4年1月27日付監第3489号で通知したところですが、同通知における濃厚接触者の自宅待機期間等が下記の通り変更となりましたのでお知らせ致します。

このことにつきましては、県のホームページ上でもご案内させて頂いております。

今後とも対応の変更等がございましたら、随時同ホームページでご案内させていただきますのでよろしくお願い致します。

また、関係事業所等への周知につきましてもご協力をお願い致します。

記

○変更内容

通知文中「2 上記重点化に伴う事業所等の対応(依頼事項)」中以下の点

- ① 「濃厚接触者のリスト作成及び10日間の濃厚接触者(自宅待機者)の管理」  
について  
(変更後)  
濃厚接触者のリスト作成及び7日間の濃厚接触者(自宅待機者)の管理

- ② 「別紙「新型コロナウイルス感染症」陽性者が確認された事業所の方へのお願い」  
変更後は別紙の通りです。(7日間の自宅待機と健康観察、10日間が経過するまでの間の健康状態の確認等が変更後のお願いになります。)

○県ホームページによるご案内(HPアドレス)

■ 「濃厚接触者の定義/感染者が確認された事業所の方へ」

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shingata-corona/noukousessyoku-jigyousya.html>

□ 「濃厚接触の定義に該当する方へ」

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanyaku/noukousessyoku.html>

□ 「新型コロナウイルスの感染者が確認された事業者の方へのお願い」

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanyaku/kigyoutaiou.html>

□ 「新型コロナウイルス感染症濃厚接触者のうち社会機能維持者の範囲の取扱いについて」

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanyaku/0457997.html>

担当 新潟県土木部監理課 建設業室 塩浦 (025-280-5839) 課長補佐 堀川 (025-280-5837)
---



一般社団法人日本補償コンサルタント協会北陸支部長 様

新潟県土木部監理課長

新型コロナウイルス感染症に係る積極的疫学調査等（濃厚接触者の対応等）について（通知）

平素より本県の新型コロナウイルス感染症対策に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本県では、新型コロナウイルス感染症患者の急激な増加に伴い、真に医療が必要な方を速やかに医療につなげるため、当面の間、保健所の対応を重点化することといたしましたので、御理解いただくとともに、事業所において感染が発生した場合の濃厚接触者に関する対応等について、下記のとおりご協力くださるようお願いいたします。また、関係事業所等への周知につきましてもご協力をお願い致します。

#### 記

### 1 保健所対応の重点化の内容（太字・下線が従来の対応と異なる点です。）

- 検査陽性者の健康状態を確認
- 検査陽性者の「同居家族」等に対して、濃厚接触者として検査を実施
- 上記以外の濃厚接触者・接触者に対しては、保健所から連絡や検査を実施しません。  
（但し、発熱などの体調変化があった場合には、濃厚接触者・接触者ご本人から、かかりつけ医、受診・相談センター、保健所のいずれかにご連絡いただくことで、速やかに受診・検査を調整。また、感染拡大した場合にリスクが高い施設（医療機関、高齢者施設、障がい福祉施設）については、従前どおり積極的疫学調査を実施します。  
※詳細は別紙「県内の新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応について①②」を参照ください。

### 2 上記重点化に伴う事業所等の対応（依頼事項）

＜対象となる事業所等：医療機関・高齢者施設や障がい福祉施設以外の企業、学校等＞

- 濃厚接触者のリストの作成及び10日間の濃厚接触者（自宅待機者）の管理
  - 濃厚接触者に対しては「自宅待機期間中に体調の変化があった場合は、かかりつけ医、新潟県新型コロナ受診・相談センター、保健所へ受診、検査の相談をすること」を周知
- ※詳細は別紙「「新型コロナウイルス感染症」陽性者が確認された事業所の方へのお願い」を参照ください（濃厚接触者の範囲、リストの作成等）

同様の内容を県ホームページ上「新型コロナウイルスの感染者が確認された事業者の方へのお願い」でご案内しておりますのでご覧ください。

＜HPアドレス＞

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shingata-corona/noukousessyoku-jigyousya.html>

また、貴事業所が社会機能維持者の事業所に該当する場合は、県ホームページ「新型コロナウイルス感染症濃厚接触者のうち社会機能維持者の範囲の取扱いについて」をご覧ください。

＜HPアドレス＞ <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanyaku/0457997.html>

### 3 その他

- (1) 「休業手当」及び「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」の申請にあたっては保健所の証明は不要であることから、保健所での証明書発行はいたしませんのでご承知おきください。
- (2) 濃厚接触者の方は、薬局等で実施されているワクチン検査パッケージ等による無料検査所の利用はできませんのでご承知おきください。

担当	新潟県土木部監理課	建設業室	塩浦 (025-280-5839)
		課長補佐	堀川 (025-280-5837)

# 「新型コロナウイルス感染症」陽性者が確認された事業所の方へのお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、貴事業所内で陽性が確認された方との濃厚接触の可能性のある方をリストアップし、7日間の自宅待機等周知に関する御協力をお願いいたします。

## ◆◆所属様へのお願い事項◆◆

(1) 陽性者と、感染の可能性のある期間（※1）に接触し、以下の範囲（※2）に該当する場合は、濃厚接触者としてリストアップしてください。

必要に応じて別紙1「新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者リスト」をご活用ください。

(2) 濃厚接触者となった方へ、①7日間の自宅待機と健康観察の実施、②10日間が経過するまでの間の健康状態の確認、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策の徹底、③自宅待機期間中に有症状となった場合の対応についてお伝えください。

必要に応じて別紙2「新型コロナウイルス感染症患者濃厚接触者健康観察シート」を濃厚接触者にお渡しいただき、健康観察にご活用ください。

なお、貴事業所が社会機能維持者の事業所に該当する場合は、新潟県ホームページ「新型コロナウイルス感染症濃厚接触者のうち社会機能維持者の範囲の取扱いについて」をご覧ください。

感染の可能性のある期間（※1）

- ① 有症状者の場合：症状が出た日の2日前から療養の解除基準を満たすまで
- ② 無症状者の場合：陽性となった検体を採取した日の2日前から療養解除の基準を満たすまで

濃厚接触者の範囲（※2） 次のいずれかに該当する場合

- 患者と同居または長時間の接触があった
- 手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、マスクをきちんと着用せず、陽性者と15分以上の接触があった（注1）
- 適切な感染防護（マスク着用など）なしに陽性者を診察、看護もしくは介護をした
- 患者の気道分泌液もしくは体液等に直接触れた可能性が高い

（注1）濃厚接触者の定義は国立感染症研究所感染症疫学センターの「新型コロナウイルス感染症患者に帯する接触的疫学調査実施要領（3.1.8）のものです。

（参考）濃厚接触の可能性が高い場面の例

- ・ 近距離で、飲食しながら会話をした
- ・ 休憩室や更衣室などマスクをしないで会話をした。
- ・ 喫煙所で一緒に喫煙をした
- ・ 近い座席で長時間を過ごした
- ・ 換気の悪い空間（車内等を含む）で長時間一緒に過ごした

## ◆◆濃厚接触者となった方へのお願い事項◆◆

濃厚接触者となった方は、陽性者と最後に接触した日の翌日から起算して7日間の自宅待機と健康観察の実施等についてお願いします。

健康観察期間中、発熱等体調不良となった場合は、かかりつけ医に事前連絡の上受診するか、新潟県新型コロナ受診・相談センター（電話：025-256-8275、025-385-7541、025-385-7634）、保健所へ相談してください。